

島本町教育委員会 会議録（令和7年第2回 定例会）

日 時	令和7年2月4日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時23分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	横山寛教育長、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、小林貴衣主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、森悠介参事、吉田裕亮参事、 杉谷久彌参事、山本千尋参事 （保育幼稚園課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	高岡理恵教育委員、細見知子教育委員
委 員	
議 題	第2号議案 令和6年度教育費補正予算（案）について 第3号議案 令和7年度教育費当初予算（案）について 第6号議案 動産の買い入れについて 第1号報告 令和6年度学校教育自己診断結果の公表について 第4号議案 損害賠償の額を定めること及び和解について 第5号議案 令和6年度教育費補正予算（追加分）（案）について
議 決 事 項	第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

本日、高岡委員、細見委員から島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき欠席する旨の届け出がありましたので、出席者は3名です。定足数を満たしておりますので、令和7年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定に基づき、会議録確認委員は西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。第1号報告につきましては、一部、学校別の結果を扱うこととなり、その際は、平成26年第4回教育委員会臨時会にて公表しないことと決定されたことから、今回も同様に公表しないこととすること、また、第4号議案及び第5号議案につきましては、本案件における令和7年2月定例会議の議案の取扱い及び内容等から、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、第1号報告の学校別の結果並びに第4号議案及び第5号議案について秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程とし、また議事日程の都合上、第6号議案を第3号議案の次の日程として説明し、お諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第1号報告の学校別の結果並びに第4号議案及び第5号議案については秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程とすることに決しました。

それでは、第2号議案「令和6年度教育費補正予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第2号議案「令和6年度教育費補正予算(案)について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、2月27日から開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、

教育委員会の議決を求めるものでございます。

はじめに、教育総務課及び教育推進課所管分から御説明いたします。
資料の3ページからの歳出でございます。

4ページの歳出内訳説明書でございます。上から2行目の委託料、
電算関連委託料182万4,000円の減額につきましては、事業費
の確定によるものです。

上から5行目教職員研修・研究事業、報償費、報償金55万円の減
額につきましては、町立学校の教職員で構成する各科目の研究部会等
で実施する研修において、費用が発生しない講師に依頼したことなど
実績によるものです。

次に、教育センター費、学校支援事業、報酬、会計年度任用職員報
酬30万円の減額につきましては、会計年度任用職員の任用実績によ
るものです。その下の報償費、報償金25万円の減額につきましては、
放課後等を実施する学習支援に係るアドバイザーの欠員及び実績によ
るものです。

教育総務課及び教育推進課所管分については、以上でございます。

保育幼稚園課長

続きまして令和6年度教育費補正予算案のうち、保育幼稚園課所管
分を続いて御説明申し上げます。

資料3ページ「歳入」でございます。

最上段「目：教育費国庫負担金」「節：幼稚園費負担金」129万8,
000円、上から3段目「目：教育費府負担金」「節：幼稚園費負担金」
79万円、その下、「目：教育費府補助金」「節：幼稚園費補助金」4
5万1,000円につきましては、いずれも令和6年人事院勧告を踏
まえ、民間事業者に支払う公定価格が引き上げられたことに伴い、国
及び府から受ける交付金等が増額となるものでございます。

続きまして、「歳出」でございます。

資料4ページ、歳出内訳説明書の中段、「目：幼稚園費」でございま
す。

まず、「節：役務費」「細節：筆耕翻訳料」9,000円につきまし
ては、第一幼稚園を卒園される方にお渡しする保育証書を、機械印刷
による対応に変更することにより、当該費目による支出がなくなるた

め減額するものでございます。

次に、「節：委託料」「細節：事務等委託料」１０３万円につきましては、第一幼稚園の送迎時に、施設門扉にシルバー人材センターに登録されている方にお立ちいただき、送迎時における安全確保に努めていたところでございますが、今年度から委託内容を見直し、当該業務の履行がなかったため、減額するものでございます。

保育幼稚園課所管分につきましては、以上でございます。

生涯学習課長

続きまして令和６年度教育費補正予算案のうち、生涯学習課所管分を続いて御説明申し上げます。

歳入でございます。

３ページを御覧ください。

上から２段目、目）教育費国庫補助金（節）社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）５１万５，０００円につきましては、歴史文化資料館の耐震診断業務に対する国庫補助金の割り当て金額が確定したことによるものでございます。

続いて歳出でございます。

４ページを御覧ください。ページの中ほど、目）青少年費でございます。

青少年費の一番上、節）報酬（会計年度任用職員報酬）６万２，０００円の減額につきましては、青少年健全育成大会が会計年度任用職員なしで開催できる見込みとなったことによるものです。

その下の、節）報償費（報償金）３２万４，０００円の減額につきましては、青少年指導員の活動実績等によるものでございます。

その下の、節）負担金、補助及び交付金８０万円の減額につきましては、令和６年３月をもっていきいきふれあい教育事業実行委員会が解散したため、補助金の必要がなくなったことによるものでございます。

その下の、節）報酬（会計年度任用職員報酬）４万４，０００円の減額につきましては、二十歳のつどいを会計年度任用職員なしで実施したことによるものです。

その下の、節）使用料及び賃借料の２０万７，０００円の減額につ

きましては、二十歳のつどいの事業費確定によるものでございます。

続きまして、その下の、目) スポーツ推進費 節) 報酬 (特別職非常勤職員報酬) 52万5,000円の減額につきましては、スポーツ推進委員の人数等の活動実績に伴うものでございます。

続きまして、その下の、目) 図書館費 節) 備品購入費 25万3,000円の減額につきましては、阪急水無瀬駅及び JR 島本駅に設置したブックポストの落札減によるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

4 ページの青少年教育事業の中のいきいきふれあい教育事業実行委員会、これが解散されたというふうにお聞きしました。ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども、元々この実行委員会そのものがどんな業務を担っていて、解散によって何か支障が出ないのかをお聞きしたいです。

生涯学習課長

いきいきふれあい教育事業につきましては、補助金を交付させていただきまして、それぞれの学校単位で様々な家庭教育でありますとか、そういった事業をしていただいていたんですけれども、令和5年度、コロナの前辺りから学校、それから P T A さん等にも負担が大きいというお話をずっといただいております、どのように継続していくべきか、ということは継続してお話をしてまいりました。令和5年度に推進委員会という中の組織で様々な検討させていただきまして、今後そういった事業に関しましてはそれぞれの P T A の事業として行っていただけということ、特に解散して負担が減るという意味ではメリットがあるけれども、事業そのものの開催については大きな支障がないということも確認できましたので、解散というようなことは委員会の方で決められて解散されたものでございます。以上でございます。

教育委員

確認させていただきたいんですけど、事務局費の中で支出なんですけれども、教職員研修のところでは55万の減額となるんですけど、費用の発生しない研修、というふうに御説明を今受けたと思うんですけど

れども、回数が減したというふうに書かれてるんですけど、回数としては予定どおり行われて費用が減額になったというふうに理解してよろしいでしょうか。

教育総務課長 理由としては両方でございます。回数の減も一定の要因と、あとは費用のかからない講師にいただいたという、この2点の理由でございます。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第3号議案「令和7年度教育費当初予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第3号議案「令和7年度教育費当初予算(案)について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の当初予算は、2月27日から開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

はじめに、資料の7ページからの歳入でございます。

8ページの最下段でございます。教育予算に係る歳入の合計は、令和6年度に比べ3,654万1,000円、率にして9.2%増の4億3,215万7,000円を計上しております。

次に、資料の9ページからの歳出でございます。

9ページ最上段、教育予算に係る歳出の合計は、正職員の人件費を除き、令和6年度に比べ2億831万6,000円、率にして15.

8%増の15億2,619万9,000円を計上しております。

これは主に、GIGAスクール構想により令和2年度以前に整備した町立小中学校で使用するタブレット端末について、令和7年度に一括更新を予定しているほか、施設整備として、複数の改修工事等や工事の実施設業務を予定していることによるものでございます。

資料の10ページをお開きください。

続いて、債務負担行為でございます。

表に記載するものは、複数年度契約により行う事業で、その期間が令和8年度以降にわたるものでございます。なお、債務負担行為を設定した事業については、予算の単年度主義の原則の例外として、債務負担行為を設定した年度の翌年度以降の歳出予算への予算計上があらかじめ予定されることとなります。

資料の12ページを御覧ください。

最後に、歳出予算のうち、施策事業に係るものでございます。

各施策事業の予算額、内容及び目的等につきましては、表に記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

12ページにあります各小学校、それから各中学校の不審者侵入防止対策というふうにあるんですけども、これはどんな内容かがもし分かれば教えていただければと思います。

教育総務課長

こちらの工事につきましては、令和6年度に設計をして、令和7年度に着工するものでございまして、全小学校中学校6校、それから第一幼稚園の正門のところに、小扉、また防犯カメラ、また裏門のところにもカメラ等を設置して防犯対策を講じるものでございます。発端が令和5年3月に埼玉県内の中学校での不審者侵入事案を受けて、各学校の施設の改善交付金というもので、全国にそういった工事の施工を国の方からしてもらえるというもので、その補助金を活用して令和7年度に工事を着工するものでございます。令和7年度の予定とし

ては4月5月に工事業者の選定の入札をして、できる限り年内で工事を完了するという予定で今考えております。以上でございます。

教育委員

8ページ総括表の歳入の方で、おそらく大きく中学校の給食費が変化していると思うんですけども、御説明をもうちょっと詳しくいただきたいです。

教育総務課参事

中学校給食にかかる減の理由になるんですけども、国の方からエネルギーや物価高騰の特例交付金というのが支給される予定になっておりまして、本町の方でもベースの枠支給されるんですけども、その特例交付金を利用いたしまして、中学校の給食にかかる、現状のところ4月から12月分の無償化というのを予定して考えております。無償化の期間の分は保護者から徴収はいたしませんので、その分というのが歳入が大きく減になるというふうに含まれるというところで、一応予定なんですけども次年度の歳入予算、そこを減しているということになります。以上でございます。

教育委員

先日の総合教育会議の給食費のこととこれは繋がっているということでしょうか。

教育総務課長

おっしゃるとおりでございまして総合政策部長等と協議をしまして、先ほど参事が申し上げた補助金を使ってその補助金をこちらの方に歳入するというかたちで、小学校は引き続き値上げした25円分の差額を公費で、中学については先ほど申し上げた4月から12月分を無償化にする、ということでございます。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第6号議案「動産の買入れについて」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

教育推進課長

それでは、第6号議案「動産の買入れについて」、御説明申し上げます。

本案件は、令和7年2月27日に開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。

このたびの物品売買契約につきましては、その予定価格が700万円以上であり、議会の議決に付すべき教育事務関係の案件によるものでございます。

それでは、資料の36ページを御覧ください。

契約の概要についてでございますが、買入れ物品の名称は、町立中学校教員用指導書であり、買入れ金額は、729万3,550円、買入れ先は有限会社長谷川商店でございます。

具体的な動産の内容については、中学校の教員用指導書235冊及びデジタルライセンス65ライセンスでございます。

次に、契約方法については、教科書発行者と教科書取次供給契約を結んだ「教科書・一般書籍供給会社」、大阪府にあつては『大阪教科書株式会社』になり、当該供給会社が、各地域・各学校に教科書取扱書店を選定し、その選定された教科書取扱書店が直接学校に供給する仕組みとなっております。

本町の小・中学校6校への教科書取扱書店については、有限会社 長谷川商店となっていることから、契約の性質・目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものです。

なお、本動産の買入れについての仮契約締結日は、令和7年2月19日の予定です。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについての説明を終わらせていただきます。

なお、この物品売買契約につきましては、議会での議決を経ること

により、その議決日をもって本契約となる予定でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第1号報告「令和6年度学校教育自己診断結果の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第1号報告「令和6年度学校教育自己診断結果の公表について」御説明させていただきます。

お手元の資料15ページを御覧ください。

15ページから19ページには、小学校4校の結果をまとめており、20ページから24ページには、中学校2校の結果をまとめております。

まずは、小学校の主な結果概要について御説明申し上げます。

1番、「学校へ行くのが楽しい」という質問につきましては、ここ数年、年度ごとに多少の増減があるものの、肯定的回答割合が児童・保護者共に70%～80%で推移しております。本年度児童は80.8%と昨年度比で0.4ポイント減、保護者は84.0%と昨年度比で2.9ポイント減となりました。改めて、本項目の肯定的回答割合が限りなく100%となることを目指して、引き続き生活指導や授業改善とも連動させながら、様々な立場の児童に寄り添える居場所の提供などを通じて、児童の状態を多角的に見取っていき、全校的な取組を進め

てまいります。

続きまして、2番「「確かな学力」の育成について」という質問につきましては、児童が自らの状況を客観視することにより、学習の必然性等に気づき、自らの学習を調整できることを目標として、今後、各学校における校内研究や研修による授業改善を日々実践していくことが必要であると認識しております。1番の回答とも関連しますが、児童が学習を通じ、自己有用感を醸成できるような取組を推進するとともに、学校が取り組む教育活動の意義や目的について、児童や保護者向けに丁寧な伝達が必要であると認識しております。

続きまして、3番「ICTの活用について」の項目ですが、本年度は児童・保護者・教職員の全てで肯定的回答割合が向上いたしました。

1人1台端末については、町内で開催しておりますGIGAスクール連絡会において好事例を収集するとともに、情報活用能力の伸長に欠かせないツールとしての周知を進めてきた結果が表れたと捉えております。しかしながら、保護者においてはわからない・無回答の回答割合が約25%であったことを踏まえ、学校のICT教育の目標や取組状況、及び端末を持ち帰っての学習活動推進などを丁寧に発信していく必要があります。

続きまして、6番「読書活動について」でございます。教職員の肯定的回答割合が100%となった一方で、児童の肯定的回答割合が67.4%と乖離が見られる状況となっています。学校図書館司書の全校配置等ハード面の充実のみならず、教職員も含めて学校全体の本に親しむ環境を創りあげること等ソフト面の充実を図る必要があると分析しております。

続きまして9番「いじめ防止・対応について」の項目ですが、児童と教職員の肯定的回答割合の平均が約92%と高い数値を維持しております。丁寧な児童との関りによる事象の早期発見、教育委員会を含めた「報連相」の推進などの取組などを実施することの成果が表れていると考えられます。今後も、いじめの未然防止、早期対応に向けた取組を充実させてまいります。しかしながら、保護者については、依然として「わからない・無回答」の回答割合が26.8%と高く、大

きな課題であります。今後は、学校で行われる教育活動の根幹にいじめ防止や人権擁護に係る取組が存在することを、粘り強く周知していく必要があると分析できます。

それでは次に、中学校の概要について御説明申し上げます。

まず1番の「学校へ行くことが楽しい」の項目ですが、前年度と比較して生徒・保護者及び教職員の全てで肯定的回答割合が増加いたしました。しかしながら、保護者の約2割が否定的な回答であることに注目し、引き続き全ての生徒が学校に居場所を見つけることのできる取組を継続することが重要です。増加傾向にある不登校に対しても、中学校・生徒・保護者を含んだ地域が連携して対応していくことが不可欠であることから、引き続き全ての生徒が安心して学べる学校環境づくりを推進してまいります。

続きまして2番「「確かな学力」の育成について」の項目ですが、前年度に引き続き生徒・教職員で肯定的回答割合の平均が約9割を超える結果が出ております。引き続き学習指導要領に定められた三観点について、普段の授業や全国学力・学習状況調査及び大阪府の中学生チャレンジテスト等の結果を分析し、生徒の学力向上に正対した取組を継続することに加え、家庭等への丁寧な取組状況の発信についてすすめる必要があります。

続きまして6番「読書活動の推進について」の項目ですが、小学校と比較して生徒及び教職員の肯定的回答割合平均が約94%と高い数値になっております。設問そのものの検討も含め、どのような事例が生徒の意識向上に効果的であったのか等を、学校図書館司書及び町立図書館担当者が出席する司書連絡会等で共有していく必要があると分析できます。読書活動の有用性を、生徒及び教職員、そして保護者が認識し、一体となった取組の推進が必要です。

続きまして9番「いじめ防止・対応について」ですが、生徒が94.2%、保護者が70.6%という肯定的回答割合であったことに対し、教職員は98.6%となっており、昨年度と比較して教職員の数値は向上しました。こちらも小学校と同じく、事象の早期発見、「報連相」の推進に努めてきた結果であると分析できます。特に中学校において

は、生徒が思春期特有の悩みや保護者との関係も含めた人間関係の複雑さや進路決定に係るプレッシャーの大きさ等もあり、問題発見及び解決が複雑になっておることを踏まえ、まず本設問に係る教職員の肯定的回答割合を100%とすることを基本として、保護者に対しても、いじめ対応リーフレットや授業公開等を有効に活用して、各校のいじめに対する取組を積極的に発信し、理解につなげていく必要があると分析いたします。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要についてホームページを通じて公表したいと考えております。

教育長

ここからの説明につきましては、学校別の結果を扱うこと、また、次の第4号議案及び第5号議案については、本案件における令和7年2月定例会議の議案の取扱い及び内容等から、会議の冒頭にて、秘密会とすることが決定しております。

それでは、引き続き、第1号報告「令和6年度学校教育自己診断結果の公表について」の学校別の結果について事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

〔「令和6年度学校教育自己診断結果の公表について」の学校別の結果について説明〕

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。それでは、第4号議案「損害賠償の額を定めること及び和解について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

〔「損害賠償の額を定めること及び和解について」説明〕

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第5号議案「令和6年度教育費補正予算（追加分）（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 [「令和6年度教育費補正予算（追加分）（案）について」説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
質問のある方は、挙手願います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、以上をもちまして、令和7年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。